

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判 手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整 備等に関する政令（案）等の概要

令和 4 年 9 月
消費者庁消費者制度課

趣 旨

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 59 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、並びに、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号。以下「契約法」という。）及び消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号。以下「特例法」という。）等の規定に基づき、以下の所要の措置を講ずるもの。

概 要

1. 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）

（1）消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成 27 年政令第 373 号。以下「特例法施行令」という。）の改正

特例法の題名の改正に伴い、題名を改正することとし、併せて所要の措置を講ずることとする。

（特例法施行令題名等関係）

特例法第 71 条第 6 項第 1 号及び同項第 3 号イの規定に基づく特定適格消費者団体の欠格事由に係る政令対象法律を追加し、併せて所要の措置を講ずることとする。

（特例法施行令第 1 条、第 2 条関係）

特例法第 98 条第 4 項第 1 号及び同項第 6 号イの規定に基づく消費者団体訴訟等支援法人の欠格事由に係る政令対象法律を規定することとする。

（特例法施行令第 3 条、第 4 条関係）

特例法第 115 条の規定に基づく消費者庁長官に委任されない権限を整備することとする。

（特例法施行令第 5 条関係）

（2）消費者安全法施行令（平成 21 年政令第 220 号）の改正

消費者安全法施行令第 3 条第 4 号ロに、契約法第 8 条第 3 項の規定を

追加することとする。

(消費者安全法施行令第3条第4号ロ関係)

(3) その他

特定商取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号)及び公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成17年政令第146号)について、特例法の題名の改正等に伴い、所要の措置を講ずることとする。

(特定商取引に関する法律施行令別表第2第50号、公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令438号の2関係)

2. 消費者契約法施行令の一部を改正する政令(案)

契約法第13条第5項第1号及び同項第6号イの規定に基づく適格消費者団体の欠格事由に係る政令対象法律を追加し、併せて所要の措置を講ずることとする。

(消費者契約法施行令(平成19年政令第107号)第1条関係)

3. 消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)

(1) 相談を行うための方法に関する規定

契約法第4条第3項第4号の規定に基づき、消費者が相談を行うための方法を規定することとする。

(消費者契約法施行規則(平成19年内閣府令第17号。以下「契約法施行規則」という。)第1条の2関係)

(2) 適格消費者団体の要請等に関する規定

契約法第12条の3第1項、第12条の4第1項、第12条の5第1項の規定に基づき、適格消費者団体による要請の方法を規定することとし、併せて、所要の措置を講ずることとする。

(契約法施行規則第1条の3～5、第6条第1号ハ、第21条第1項第4号)

(3) 適格消費者団体の事務等に関する規定

ア 業務規程の記載事項

改正前の契約法第31条第2項の削除に伴い、調査を行う者の選任及び解任に関する事項を削除することとし、併せて、所要の措置を講ずることとする。

(改正前の契約法施行規則第6条第6号関係)

イ 認定の申請書の記載事項及び添付書類

契約法第14条第1項第3号の内閣府令で定める事項を整備し、第14条第2項第8号ロの内閣府令で定める書類を規定することとする。

(契約法施行規則第7条第1号、第8条第2項関係)

ウ 業務及び経理に関する帳簿書類

契約法第30条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類を整備することとする。

(契約法施行規則第21条第1項第8号イ、同条第2項第9号の2関係)

エ 学識経験者による調査に関する規定の削除

改正前の契約法第31条第2項の削除に伴い、調査を行う者の選任等に関する規定を削除することとする。

(契約法施行規則第22条関係)

オ 差止請求書の記載事項

契約法41条第1項の内閣府令で定める事項を整備することとする。

(契約法施行規則第32条第1項第2号関係)

(4) その他

以上のほか、所要の措置を講ずることとする。

4. 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）

(1) 題名等

特例法の題名の改正に伴い、題名を改正することとし、併せて所要の措置を講ずることとする。

(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成27年内閣府令第62号。

以下「特例法施行規則」という。）題名等関係)

(2) 簡易確定手続申立団体による公告・通知に関する規定

特例法第27条等の規定に基づき、簡易確定手続申立団体による通知の方法（同条第1項の内閣府令で定める電磁的方法）を整備し、通知事項（同条第2項第3号の内閣府令で定める事項）に関する規定を追加することとし、併せて所要の措置を講ずることとする。

(特例法施行規則第3条～第3条の3関係)

(3) 簡易確定手続の相手方による通知等に関する規定

特例法第28条の規定に基づき、簡易確定手続申立団体が相手方通知を求める期限、相手方通知の期限及び相手方通知の方法（同条第1項柱書）、相手方が通知すべき事項（同項第9号）、簡易確定手続申立団体が相手方通知を求めるときに通知すべき事項（同条第2項）、相手方が相手方通知をしたときに通知すべき事項（同条第3項第3号）に関する規定を追加することとする。

(特例法施行規則第3条の4～第3条の6関係)

特例法第30条の規定に基づき、相手方による回答の方法（同条柱書）及び相手方が回答すべき事項（同条第4号）に関する規定を追加することとする。

(特例法施行規則第3条の7、第3条の8関係)

(4) 情報開示義務に関する規定

特例法第31条の規定に基づき、文書に記載される連絡先（同条第1項本文）及び電磁的方法による提供の方法（同条第2項）を整備すること

とする。

(特例法施行規則第4条第3号、第5条関係)

(5) 簡易確定手続申立団体による説明の方法に関する規定

特例法第35条の規定に基づき、簡易確定手続申立団体による説明の方法に関する規定を整備することとする。

(特例法施行規則第6条の2関係)

(6) 特定適格消費者団体の事務関係規定

ア 業務規程の記載事項

特例法第71条第5項の規定に基づき、業務規程の記載事項を整備することとする。

(特例法施行規則第8条第1号ホ、同号チ関係)

イ 特定認定の申請書の記載事項及び添付書類

特例法第72条第1項第3号の内閣府令で定める事項を整備し、第72条第2項第7号ロの内閣府令で定める書類を規定することとする。

(特例法施行規則第9条第1号、第10条第2項関係)

ウ 他の特定適格消費者団体への通知等

特例法第84条の規定に基づき、報告事項、通知・報告の方法(同条第1項)及び被害回復関係業務に関する手続に係る行為(同項第13号)を整備することとし、併せて所要の措置を講ずることとする。

(特例法施行規則第15条第3項第3号、第15条の2、第18条第14号の2、同条第16号等関係)

(7) 内閣総理大臣による公表に関する規定

特例法第95条第1項の規定に基づき、公表する情報を追加することとし、併せて所要の措置を講ずることとする。

(特例法施行規則第22条関係)

(8) 消費者団体訴訟等支援法人に関する規定

特例法第4章の規定に基づき、消費者団体訴訟等支援法人の業務等(特例法第98条第2項各号)、業務規程の記載事項(同条第3項)、支援認定の申請書の記載事項及び添付書類(特例法第99条第1項第3号、同条第2項第6号及び第10号)、支援認定の申請に関する公告及び支援認定の公示の方法(特例法第100条第1項、第101条第1項)、同法人である旨の掲示の方法(同条第2項)、変更の届出の方法(特例法第102条本文)、業務・経理に関する帳簿書類(特例法第109条)、財務諸表等の備置き(特例法第110条第2項)、経理に関する事項(特例法第110条第2項第5号)を規定することとする。

(特例法施行規則第28条～第38条関係)

(9) その他

以上のほか、所要の措置を講ずることとする。

5. 消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)

消費者安全法施行規則（平成21年内閣府令第48号）第3条第18号に、
契約法第8条第3項の規定を追加することとする。

（消費者安全法施行規則第3条第18号関係）

**6. 内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の
保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を
改正する内閣府令（案）**

内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の
保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成21年
内閣府令第59号）別表第一及び別表第二に特例法第109条等を追加し、併
せて所要の措置を講ずることとする。

（内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等
における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第一、別表第二関係）

以上